

1. 事業の概要

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という）については、平成21年9月に環境基準が設定された。これに基づき、平成22年3月には、地方自治体の測定局の設置の考え方等を示す事務の処理基準を改定し、今後3年を目処に、地方自治体を含むPM2.5の常時監視（モニタリング）体制の整備を図ることとした。

今後は、全国的なPM2.5のモニタリング体制の整備のため、地方自治体におけるモニタリング監視体制の整備の支援等を行うとともに、発生源や生成機構の把握及び対策の検討を行う必要がある。

このため、国設大気測定所における試験的なモニタリングに必要な機器の整備や自動測定機と標準測定法の等価性に係る試験を継続的に行うとともに、PM2.5の成分分析にも新たに取り組む。

また、発生源に関する調査を実施し、その結果とモニタリングの結果を踏まえて、PM2.5の発生源の寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計を行い、PM2.5対策の検討を行う。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23	H24
(1) 大気環境モニタリング			
・ 試験的モニタリング（継続）			→
・ 成分分析（新規）		→	
・ 自動測定機の等価性評価に係る並行試験（継続）			→
(2) 発生源・生成機構の把握、対策の検討			
・ 発生源インベントリ調査（継続）			→
・ 発生源周辺調査（継続）			→
・ 発生源寄与割合の把握（新規）		→	
・ シミュレーションモデルの構築（継続）			→
・ 対策の検討（継続）			→

3. 施策の効果

全国的なPM2.5のモニタリング体制の構築の結果、国及び地方自治体による測定の実施、発生源寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計に基づいたPM2.5による大気汚染対策の強化が期待される。

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

背景

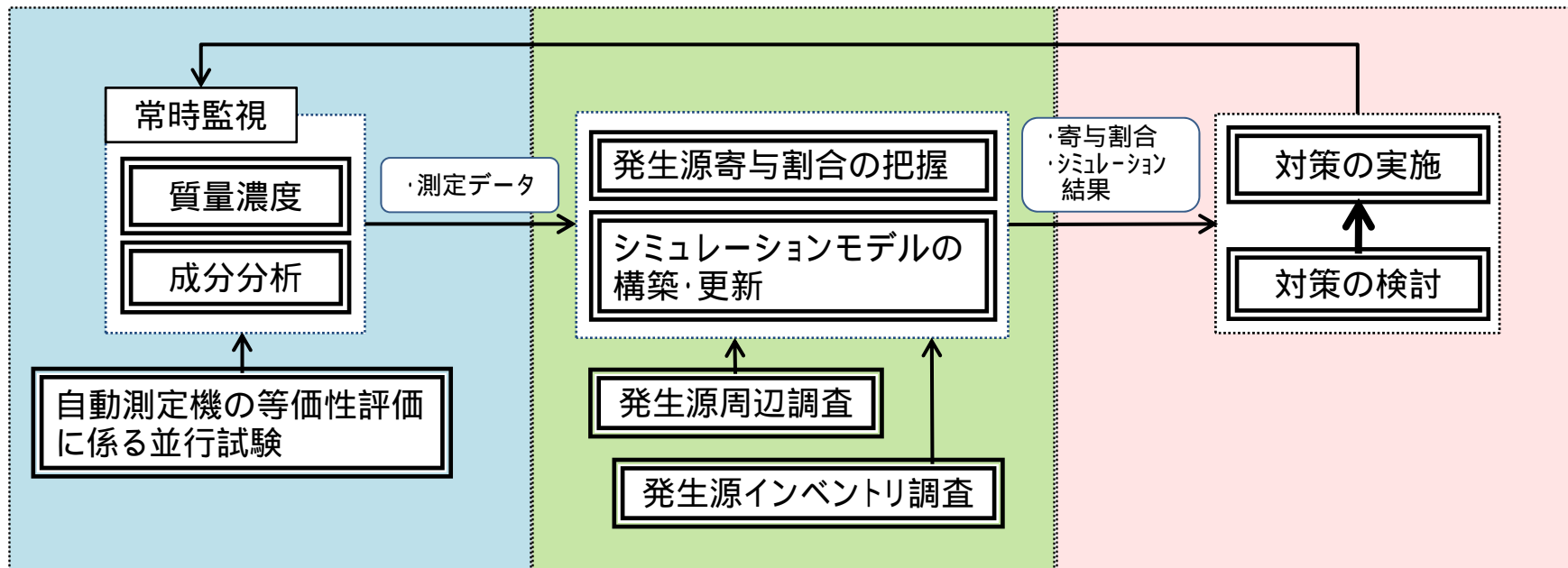
- ・PM2.5の健康影響に関する懸念
- ・欧米におけるPM2.5の環境目標値の設定

現状

- ・PM2.5の健康影響評価の検討
- ・大気環境モニタリングの試験的な実施



H21年9月に
環境基準を設定



PM2.5による大気汚染対策の強化